

県が締結する契約に係るリーガルチェックの実施について

令和3年5月13日

会計管理部

1 要旨

県が締結する契約に関し法的な視点からの牽制機能を強化するため、契約書の内容等について弁護士の確認を受けるための「リーガルチェック実施要領」を制定し、令和3年度から実施することとした。

2 経緯

広島高速道路公社の広島高速5号線シールドトンネル工事に係る契約や、県有地投資信託における契約から生じた課題を踏まえ、県が締結する契約における適正なリスク管理の在り方の見直しを行った。

3 概要

(1) 視点

- 契約書の内容の妥当性 ……>法的に問題はないか。
- 契約内容の明確化 ……>曖昧な個所はないか。
- 県にとって不利となる項目の発見 ……>不利な項目を見落としていないか。
- 相互の利益のバランスを取る ……>適切な利益バランスが取れているか。
- 事業計画に合った契約書（仕様書含む）の作成…>重要な項目を洩らしていないか。

(2) 対象

- 次の規模を目安とした事業に係る契約
 - ・ハード事業：総事業費10億円以上
 - ・ソフト事業：トータルコストが5億円以上を見込まれるもの
- PFIやDBOなど前例が少ないスキームで事業を行う契約
- 新規の案件のうち、設計金額が2千万円以上で、かつ県又は法令等により定められた標準的な契約書や約款によらない契約
- 上記以外で事業課からリーガルチェックの依頼があり、会計管理部（総務事務課）でリーガルチェックが必要と認めた契約